

別記様式第1号（第3条第1項関係）

法令適用事前確認手続（照会書）		
<p>国家公安委員会が所管する法令に係る法令適用事前確認手続に関する細則第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり照会します。</p> <p>なお、照会及び回答の内容が公表されること並びに照会する法令の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には照会者名が公表されることに同意します。</p>		
国家公安委員会 殿		平成 年 月 日
照会者	(ふりがな) 氏名又は名称	
	(ふりがな) 法人その他の団体 あつては、その代表 者の氏名	
	連絡先	〒 () 局 番
代理人	(ふりがな) 氏名又は名称	
	(ふりがな) 法人その他の団体 あつては、その代表 者の氏名	
	連絡先	〒 () 局 番
自らが行おうとする 事業活動に係る具体 的な行為		
適用の有無を照会す る法令の名称及び条 項		
の事項についての の 条項の適用に関する照会 者の見解及び根拠		
公表の延期を希望する場 合、その理由		
公表の延期を希望する場 合、公表可能時期		

備考

- 1 代理人の欄には、代理人がある場合に限り記載する。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

法令適用事前確認手続（回答書）

平成 年 月 日

氏名又は名称 殿

（代理人がある場合にはその氏名又は名称）

国家公安委員会

平成 年 月 日付けをもって照会のあった件について、国家公安委員会が所管する法令に係る法令適用事前確認手続に関する細則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を回答します。

照会のあった具体的な行為については、照会に係る法令の規定の
適用対象となる / 適用対象とならない

（上記いずれかに を付す）

本回答は、照会に係る法令を所管する立場から、照会者等から提示された事実のみを前提に、照会に係る法令の規定との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、裁判所、裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員の判断を拘束するものではありません。

なお、上記見解の根拠は、下記のとおりです。

記

備考

- 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。